



平成30年6月28日  
近畿管区行政評価局

## 障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査

～ 一人でも多くチャレンジできる環境整備に向けて ～

### 〈改善措置状況の公表〉

近畿管区行政評価局(局長:角田 祐一<sup>つのだ ゆういち</sup>)は、障害者差別解消法の施行から1年経過したことも踏まえ、障害のある学生等に対する大学の支援について、実態調査を行い、その結果に基づき、平成29年11月30日、7国立大学法人に対し、改善意見等を通知しました。

この度、7国立大学法人から、平成30年5月31日までに、通知に対する改善措置及びその予定についての回答がありましたので、その概要を公表します。

#### ○ 回答があった国立大学法人

福井大学、滋賀大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学

本調査の結果報告書、事例集等については、近畿管区行政評価局のホームページに掲載しています。

【近畿管区行政評価局ホームページアドレス】 <http://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

(結果報告書) [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000519202.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000519202.pdf)

(事例集(別冊1)) [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000519206.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000519206.pdf)

(ホームページ点検業務報告書(別冊2)) [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000519208.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000519208.pdf)

#### 【照会先】

近畿管区行政評価局 評価監視部 第3評価監視官 森本 泰央

( TEL:06-6941-8759 FAX:06-6941-8999 )  
E-mail: knk12@soumu.go.jp

# 〔調査の概要〕

## 調査の背景

- 障害者差別解消法(注)の全面施行(平成28年4月)から1年経過。取組は、「途上」の段階  
(注)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)  
国立大学法人にも、①不当な差別的取扱いの禁止、②合理的な配慮の義務、③国等職員対応要領の策定・公表の義務
- 独立行政法人日本学生支援機構が実施している実態調査によると、
  - ・ 障害のある学生が在籍する大学:平成24年度(差別解消法の制定前)590校(在籍率75.6%)→28年度667校(85.7%)へ増加
  - ・ 障害のある学生数:平成24年度10,916人(全学生に占める障害のある学生の割合0.37%)→28年度24,686人(0.83%)へ増加  
⇒ しかし、全学生数に占める障害のある学生の割合は、1%に満たない(0.83%)

## 主な調査結果

- 障害のある方々(全盲・車椅子使用)、当局、大学職員による「三者共同」の施設・設備のバリアフリー点検
  - ・ 「ユーザビリティ」の観点から、不便、使い勝手が悪いなど(51事例)
  - ・ 「安全確保」の観点から、転落や転倒のおそれなど(30事例)
- 視覚障害のある方々によるホームページのアクセシビリティ点検
  - ・ コントラストが悪いなど、視認しにくい箇所がある(4大学) など
- 障害のある学生に対する意識調査(延べ218件の「生の声」)  
「障害者は人に助けられることが多いのに、社会福祉士を取ったところで、あなたに何ができるのですか？」との差別発言 など
- 大学の支援
  - ・ 「ノートテイク」(注)の養成を行っていない(1大学)
  - ・ 教職員に対する研修は1回、かつ教員の参加も1人のみ(1大学)
  - ・ 障害のある学生に配慮した防災訓練の取組なし(7大学) など

(注)ノートテイク:聴覚障害のある学生のため、講義内容などの「音声」情報を手書きやパソコンで、「リアルタイム」に書き起こす支援者(学生等)

## 主な改善意見

- 安心して使いやすい構内施設・設備の整備
- 視覚障害のある受験希望者等も利用しやすく、分かりやすい、アクセシビリティの一層の充実
- ノートテイク養成について確実に準備
- 研修は教員も参加できるよう開催時期を検討
- 障害のある学生に配慮した防災訓練の実施



「三者共同」で、施設・設備のバリアフリー点検

## 調査結果

- (1) ユーザビリティの観点から、不便、使い勝手が悪いなど(51事例) 《より「使いやすい」、「分かりやすく」》
- ①「講義室」7事例、②「エレベーター」3事例、③「多目的トイレ」10事例(うち改善済み1事例)、④「障害学生支援担当部署(事務室)」4事例、⑤「図書館」7事例、⑥「食堂」2事例、⑦「点字ブロック」9事例、⑧「スロープ」2事例、⑨「案内表示」7事例
- (2) 安全確保の観点から、転落や転倒のおそれなど(30事例) 《「転落・つまずき」の解消》
- ①「階段・段差」8事例、②「点字ブロック」3事例、③「溝ぶた」9事例、④「スロープ」6事例、⑤「多目的トイレ」1事例、⑥「廊下」2事例(うち改善済み1事例)、⑦「マット」1事例(改善済み)

## 提言

- ⇒ 調査結果を踏まえ、事例ごとに、今後、構内施設・設備の整備、点検や補修等を行うに当たっての「チェック・ポイント」を提言
- ① 「ユーザビリティ(使い勝手)」の観点から、分かりやすい、使い勝手の良い設置など、計46のチェック・ポイント
  - ② 「安全確保」の観点から、警告ブロックの階段上部への敷設など、計21のチェック・ポイント

## 【改善措置】

### (1) ユーザビリティの観点から

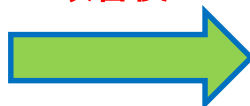
#### ○ マンホールで4回曲がる点字誘導(福井大学)

(点字ブロックの例: 事例集P40)

歩道上のマンホールを避けられるように、誘導ブロックが敷設され、警告ブロックごとに直角に歩行する必要がある。これらの点字ブロックに従って歩こうとすると、直角に4回も曲がって、元の方角に戻る事となる。



改善後



マンホール迂回用  
点字ブロックを撤去し、マンホールの前後に警告ブロックを敷設

○ 高すぎて利用しにくいカウンター(滋賀大学) (障害支援担当部署の例:事例集P14・15)

障がい学生支援室の窓口カウンターについて、①位置が高く、車椅子使用者、支援室の職員双方とも見えにくい(写真1)、②視覚障害者は、多数配置されている窓口のどれが支援室か分からない(写真2)。



(写真1)

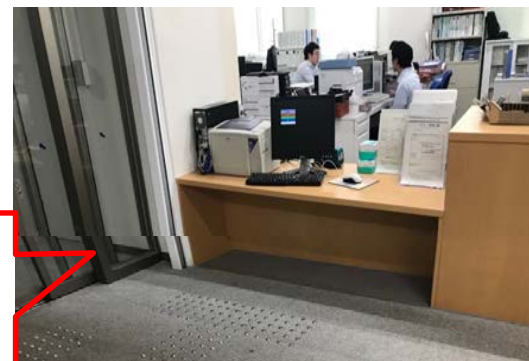


(写真2)

改善後



受付カウンターの  
高さを低くす  
るとともに、手  
前に点字ブロッ  
クを敷設



○ 建物出入口と歩道との間で点字ブロックが途切れ、通過するおそれ(大阪大学) (点字ブロックの例:事例集P75)

建物入口付近に敷設されている点字ブロックについて、歩道(幅員280cm)の手前で途切れている。  
現状のままでは、歩道から入ろうとしても、歩道をそのまま進んでしまい、総合学館への通路に気付かず通過する。



改善後



点字ブロックを  
歩道寄りまで  
延長

○ 車椅子使用者用机に操作説明がない(神戸大学) (図書館の例:事例集P86)

図書館に設置された天板昇降機能付きの車椅子使用者用机について、取扱説明書等もなく、使用方法が分からない。



一見して昇降機能付きの机とは気が付かない。



車椅子使用者用机に操作説明を掲示



○ 多目的トイレのみへの誘導(和歌山大学) (多目的トイレの例:事例集P106)

「男性用」「女性用」「多目的」の各トイレが並んでいるのに、点字ブロックは、多目的トイレに向けたものだけ。障害のある学生等によっては、多目的トイレではなく、一般トイレを使いたい者もいるので、それぞれに誘導する等の配慮が必要



点字ブロックを張り替え、トイレ案内触知案内板(お手洗いのご案内)を設置



## ○ 壁に設置されたメニュー表示(和歌山大学) (食堂の例:事例集P21・22)

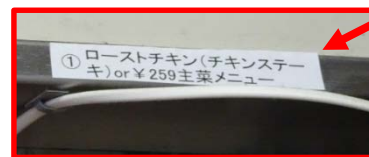
聴覚障害・言語障害のある学生は、食堂で注文する場合、食べたい料理のメニュー表等を指し示して行うこともある。「メニュー」が利用者に向けてのみ壁に貼り付けられていると、カウンター内の調理担当従業員は、どれを指差しているか見ることができず、スムーズに注文しにくい。注文した学生も「異なる料理が出てくるのではないか」など不安になる。



改善後



【裏側(従業員側)】



壁面のメニューの裏側(従業員側)にメニュー名を書いたシールを貼り付け、学生等が指差し注文しても何を注文しているかが分かるようにした。

## (2)安全確保の観点から

## ○ 頭の高さとほぼ同じ位置にモニターの底边角部分あり(福井大学) (廊下の例:事例集P32・33)

共用講義棟の教室の出入口付近の壁面に、情報伝達用のモニターが設置(底辺の角部分は床上約167cm)。視覚障害のある学生等は、壁伝いに歩行することが多いため、衝突して頭部にけがをするおそれあり。



改善後



突出部分を減らすため右側のスピーカを撤去し、モニター底辺の角に緩衝材を貼付

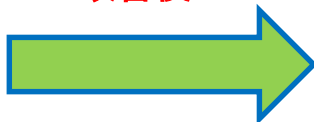
○ 建物正面の階段の上端に警告ブロックなし(滋賀大学)

(階段・段差の例:事例集P45)

校舎棟及び保健管理センターの出入口に向かう3か所のスロープの上端にはそれぞれ警告ブロック(点字ブロック)があるが、建物正面の階段には警告ブロックがなく、転落のおそれあり。



改善後



建物正面の  
階段の上下  
端に点字ブ  
ロックを設置

○ 道路と歩道との境に段差があり、車椅子が転倒するおそれ(大阪大学)

(階段・段差の例:事例集P58)

総合図書館からサイバーメディアセンターに向かう横断歩道で、道路と歩道との境に5cmの段差あり(望ましいとされる上限の2.5倍)。車椅子で通行した際、衝突し、前輪が浮き上がった(衝撃音あり)。

加速の勢いで、たまたま段差を乗り越えられたが、前輪が着地した反動で、車椅子が転倒するおそれあり。



改善後



改修工事を行  
い、段差を解消



○ 横断歩道前に格子幅の広い溝ぶたあり(大阪大学) (溝ぶたの例:事例集P60)

横断歩道手前に警告ブロックが敷設され、その先には、格子幅の広い溝ぶたが3枚設置されている。いずれも白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれあり。



改善後

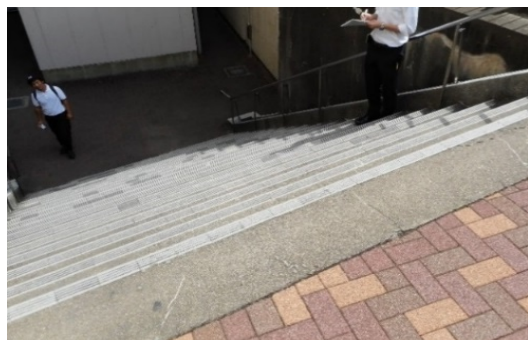


格子幅の狭い溝ぶたに取替え



○ 急傾斜の屋外階段に警告ブロックなし(神戸大学) (階段・段差の例:事例集P78)

屋外の階段3か所の上下端いずれにも警告ブロックがない。特にL棟西側の階段は学生も頻繁に利用、1段当たり高さ20cmで20段あり、階下との高低差が大きく傾斜も急。転落すれば、骨折など大けがになりかねず、警告ブロックが必要



改善後



階段の上下端に警告ブロックを設置

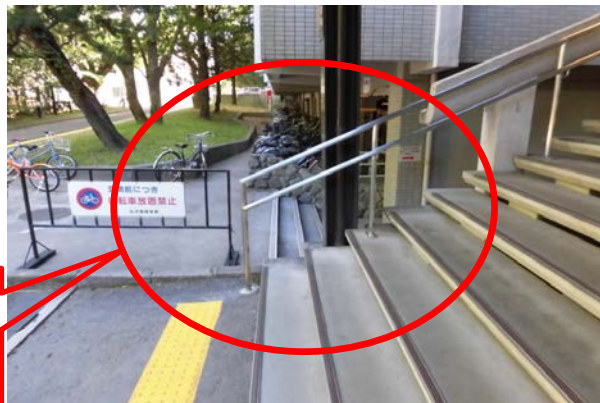


○ 階段の途中で途切れた手すり(奈良女子大学) (階段・段差の例:事例集P92・93)

校舎間の出入口2か所の階段について、いずれも階段両脇の手すりが支柱にさえぎられて途切れており、白杖を利用する視覚障害のある学生は、転落するおそれあり。

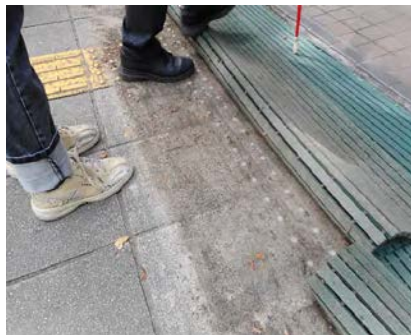


改善後  
新たな手すりを階段下まで設置



○ 点字ブロック上に泥よけマットと駐輪あり(奈良女子大学) (点字ブロックの例:事例集P94)

点字ブロックについて、傾斜(スロープ)を知らせる警告ブロック前面に「泥よけマット」が置かれており、本来の機能を果たさない(写真1)。また、誘導ブロック上にはみ出して駐輪されており、歩行の妨げとなっている(写真2)。



(写真1)



(写真2)



改善後  
泥よけマットと自転車を撤去し、駐輪禁止の掲示による啓発を行った。



## 2 大学の支援

### 主な調査結果

○入学試験の配慮申請に当たり添付する「医師の診断書」  
(報告書P96～98)

- ①「写しで可」と明記(4大学)
- ②「写しで可」であるが明記していない(1大学)
- ③問合せがあれば「本学でセンター試験を受けた者のみ『写しで可』」と回答(1大学)
- ④原本に限定(1大学)

○障害のある学生の支援体制  
(報告書P119～121)

- ①障害学生支援担当部署に、専任かつ専門家の教職員を配置し障害学生を支援(6大学)
- ②専任の職員もコーディネーター等の専門家も配置していない(1大学)

○相談室の確保  
(報告書P120・121)

- ①障害学生支援担当部署内に、相談室を確保(6大学)
- ②「空き」状態となった研究室を活用して仮設。入口に本棚が雑然と置かれ、「書庫」や「物置」の状態(1大学)

### 改善意見

○受験者間で取扱いに差が生じることのないよう、入学者選抜要項等に「写しで可」の旨の明記を検討すること

○障害学生支援担当部署に専任のコーディネーター等の配置を検討すること。

○障害のある学生が気軽に訪れて相談できるスペースや空き時間を気楽に過ごすことができる居場所等の確保について検討すること。

### 改善措置

○入学者選抜要項等に「写しで可」を明記(②③の大学)

○平成30年6月から、サポートルームにコーディネーターを1人配置(②の大学)

○サポートルームを開設(②の大学)

改善後



## 主な調査結果

## 改善意見

## 改善措置

○授業支援に係るホームページでの情報提供(報告書P142~144・147)

支援担当部署及び支援内容等が掲載されていない(1大学)

○大学のホームページに授業支援に関する情報を積極的に公開すること。また、他の大学の例も参考として、提供する情報を一層充実すること。

○「障害のある学生への支援」のページを新たに設け、修学や大学生活上での具体的な配慮例、支援機器の設置状況を公開

○ノートテイク養成講座の実施状況(報告書P144~145・147)

①学内で養成講座を開催(5大学)

②学内で養成講座の開催がなく外部研修に参加(1大学)

③どちらも行っていない(1大学)

○ノートテイク等の養成について、他の大学の例も参考として、確実に準備を進めること。

○平成30年4月、教育学部においてノートテイク養成講座を開講(②の大学)

○ノートテイク養成計画の検討を開始(他大学と共同で行うことも視野に)(③の大学)

○教職員に対する研修・啓発

(報告書P180~181)

①障害者差別解消法の施行前から実施(6大学)

②平成29年度に初めて実施。しかも参加者30人のうち教員は1人のみ(1大学)

○教職員研修について、教員も可能な限り多く参加できるよう、開催時期など検討すること。

○多数の教職員の参加及び新規採用教員の早期研修実施について検討し、年度初めの4月の教授会開催日に合わせて開催(②の大学)

○災害時の支援(報告書P188~189)

防災訓練等について障害のある学生に配慮した取り組みを実施していない(7大学)

○防災訓練等の実施に当たり、障害のある学生も参加させること。

○防災訓練等は、障害のある学生に応じて個別に柔軟に対応又は検討中(6大学)